

## 投稿規程「投稿者の資格」を改定しました！

他の看護専門分野や多職種との学際的な共同研究を推進するため、より多くの研究者にご投稿をいただきたく、投稿規程「投稿者の資格」を改定しました。

〔改正前〕

### 1. 投稿者の資格

投稿者は、著者および共著者すべて本学会会員とする。



〔改正後〕

### 1. 投稿者の資格

1) 筆頭著者は、本学会の会員に限る。

2) 共著者は、本学会の会員もしくは**投稿料を支払った非会員**とする（「10. 非会員の投稿料」参照）。

### 10. 非会員の投稿料

投稿料は、**非会員の共著者1人につき5,000円**とし、投稿後、事務センターからの連絡に沿って、指定の銀行口座に振り込む。領収書発行は、払込明細書をもって代えることとする。

なお、投稿料はいかなる理由でも返金しない。

・本規程は、第29巻第1号に掲載し、**第30巻第1号への投稿**から適用いたします。

・投稿論文は、随時受け付けております。**第30巻第1号（2025年7月発行）**の受付期限は、**2024年11月30日**です。ご投稿をお待ちしております。

※研究倫理ガイドラインを、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」最新版に基づき改訂し、第29巻第1号に掲載いたしました。

【お問い合わせ】

一般社団法人日本老年看護学会事務センター  
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂4-1-1  
Tel:03-5206-7431 Fax:03-5206-7757

学会ホームページよりご投稿ください  
<https://rounenkango.com/>